要望

日付：2026/9/14

件名：町の公園行政について

１．問題、課題

私は、公園愛護会のメンバーです、この度は町の公園行政について町長に直接ご連絡いたします。

内容は、数年前から公園担当課（都市計画課）に申し入れしていることですが、今現在は、公園愛護会による公園整備についての「綱領」がありますが、この綱領内容は実態に全く合っていません。

この綱領では、公園愛護会は、草むしりと低木の剪定とゴミ拾いしか規定していませんが、我々の実際の作業は、エンジン刈払い機を使っての草刈りや低木、中木、一部の高木の剪定やベンチの修復、塗装や床面のレンガの凹凸の修正や防火水槽周りや時々周りの歩道の草刈り等々をやっており、このような作業は綱領規定外の作業で、２年ほど前から担当課には、実態に則した「綱領」の見直しを提言してきましたが、「綱領」の見直しは、毎回、予定していないとの回答でした。

尚、歩道の草刈りについては、最近において、管理組合と自治会にも依頼をしました。

「綱領」内容通りの作業をしていれば、草は伸び放題ですが、担当課では、草が伸びたら刈り取りますとのことですが、いつも、１メートル近く伸びてから刈っていますが、これでは、公園としての見栄えが大変悪く、公園としての体をなしません、又、ベンチも修復が必要なところが何台かありますので、材料を支給してくれれば我々で以前のように修復しますと提案してもなんら回答もせず、何年もそのままの状態になっています、又、床面の凹凸がまだ数か所残っており、中木の剪定も必要なところがまだありますが、担当課に話をしても「なしのつぶて」です。

又、我々は、「公園は町の顔」であると担当課には何度も話をしており、「綱領」を実態に則した改正をして、愛護会でできる作業は愛護会でやれば、全て、業者に依頼する場合よりもはるかに安い費用でできるのですが、町からは、「綱領」通りやってくれればいい、必要ならばシルバーや業者に依頼するから、との回答ですが、実態は、公園の状況や見栄えが悪くなってからの対応で、これでは「公園は町の顔」の体をなしません、又、町長おかれては、SSP の様な、多くの住民が反対し、且つ、不適当な場所に建設しようとしている事案には１６億円もの大金をつぎ込み、しかも、赤字経営とのことですが、こんなことに大金をつぎ込むことは如何なものかと思いますが、それよりも、既存の公園をよくする算段をしてもらいたいと思っています。

２．改善案

現「綱領」は、実態に合った作業内容に改正し、愛護会でできることは愛護会でやれるようにすべきと思います、その際に必要な経費は当然盛り込むべきと思います。

又、公園愛護会のメンバーも高齢化してきており、せっかく作った公園愛護会をこの先もずっと存続させるためにも、それなりの内容の「綱領」に改正すべきと思います
SSP については、どうしても建設するというならば、あのような土手の様な場所に建設するのではなく、もっと他の適地に建設すべきと思いますが、そうなれば、我々は反対しません、逆に応援します。

３．改善後の効果

身近な住民による、身近な公園の整備が、業者に依頼するより安く出来、且つ、いつも整備されているきれいな公園となり、「公園は寒川の顔」となり、行政の成果となり、住民にも評価されます。

回答

＜町の公園行政について＞

【所管：都市整備課】

日頃から、公園愛護会の活動を通じ、公園内の清掃や除草、樹木の剪定など、公園の良好な環境づくりにご尽力いただき、ありがとうございます。

本町の公園愛護会は、地域の皆様に公園への愛着を持っていただくとともに、身近な公園を地域と町が協力して良好な状態に保つことを目的としております。
現在の要綱では、「公園等の愛護思想の普及」、「月１回以上の公園等内の清掃」、「公園等内の除草及び低木の剪定」、「公園施設の破損等の連絡」を主な活動としております。これは、できるだけ多くの方に無理なく参加していただけるよう、特別な道具や高度な技能を必要とせず、比較的安全に取り組むことができる範囲を基本として定めているものです。
ご提案いただいた刈払機を使用した草刈り、中木・高木の剪定、ベンチや舗装等の修繕などは、公園を良好な状態に保つ上で大変ありがたいご提案であると認識しております。
一方、これらの作業には一定の技能や安全管理が必要となるものもあり、事故防止や作業される方の負担、公園施設の安全性などについても十分な配慮が必要です。また、愛護会の皆様の高齢化が進む中、今後も活動を継続していただくためには、誰もが無理なく安心して参加できる活動であることが重要であると考えております。

このため、町としては、専門的な維持管理は公園管理者である町が担い、愛護会の皆様には身近な美化活動や公園の見守りにご協力いただくという現在の役割分担を基本とし、現時点で要綱を改定することは考えておりません。
なお、ご指摘のありました草の繁茂、ベンチや舗装の不具合、樹木の剪定等については、町が現地の状況を確認し、安全性や緊急性、利用への影響等を踏まえ、必要な対応を行ってまいります。

今後も、公園愛護会の皆様と町がそれぞれの役割を担いながら、安心して気持ちよく利用できる公園環境の維持に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【所管：町長室（特命担当）・スポーツ課】

（仮称）寒川町ストリートスポーツパークにつきましては、町民の代表機関である町議会において、令和８年４月 20 日に議決（可決）され、建設工事の契約を締結しております。そのため、建設地を変更することはできません。

当該建設地は、（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備における目的や目標を達成するために、景観や敷地面積、住宅地からの距離、県道 409 号相模川自転車道（さがみグリーンライン）との隣接地などの理由から町内の未利用地の中でも本計画地が最適地であると考えておりますので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。